

## 紀美野町建設工事等における最低制限価格制度に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、紀美野町契約事務規則(平成18年規則第47号)第11条の規定に基づく最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する工事は、予定価格(消費税を含む。第4条第3号を除き、以下同じ。)が250万円以上5,000万円未満の工事とする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格の75%から92%の範囲内とし、予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき得られた最低制限基準価格(消費税を除く。以下同じ。)に、ランダム係数表(別表)に基づき入札会場で公開くじ引きにより決定したランダム係数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項において算出した額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額を最低制限価格とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(最低制限基準価格)

第4条 最低制限基準価格(消費税を含む。)は、次の各号に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

(1) 建設工事(次号に定める建築工事を除く。)にあっては、次に掲げる額の合計額(千円未満は切捨てる。)とする。

ア 直接工事費に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

(2) 建築工事(建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事等)にあっては、次に掲げる額の合計額(千円未満は切捨てる。)とする。

ア 直接工事費相当額(直接工事費に100分の90を乗じて得た額)に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の100分の10を加えた額)に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

(3) 前2号の規定にかかわらず、特別なものについては、予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内で、町長が別に定める額とする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格未満の価格で入札をした者は失格とし、予定価格を上限として最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格制度の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(公表)

第7条 最低制限価格を適用しようとするときは、入札の公告および通知書においてその旨と最低制限基準価格を記載することとする。

2 第3条の規定により算出した最低制限価格は、入札会場において開札後に公表するものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

No	ランダム係数	No	ランダム係数	No	ランダム係数
1	0.990	2	0.991	3	0.992
4	0.993	5	0.994	6	0.995
7	0.996	8	0.997	9	0.998
10	0.999	11	1.000	12	1.001
13	1.002	14	1.003	15	1.004
16	1.005	17	1.006	18	1.007
19	1.008	20	1.009	21	1.010